

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の一部改正について

現 行	改 正 後
<p><u>(総合事業の廃止の届出等)</u></p> <p>第9条 省令第140条の62の3第2項第4号<u>の</u>規定による届出は、<u>市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号若しくは第8号に規定する事項若しくは市長が必要と認める事項（以下この項において「変更届出事項」という。）又は同条第2項に規定する事項（変更届出事項に限る。）に変更があったときは、10日以内に当該変更に係る事項を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>指定事業者は、休止した総合事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(公示等)</p> <p>第11条 市長は、指定をしたとき、<u>省令第140条の62の3第2項第4号の規定により総合事業の廃止の届出があったとき又は法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(変更等の届出の期限)</u></p> <p>第9条 省令第140条の62の3第2項第4号<u>及び第5号の規定</u>による届出は、<u>10日以内に行わなければならない。</u></p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(公示等)</p> <p>第11条 市長は、指定をしたとき、<u>省令第140条の62の3第2項第6号の規定により総合事業の廃止の届出があったとき又は法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>